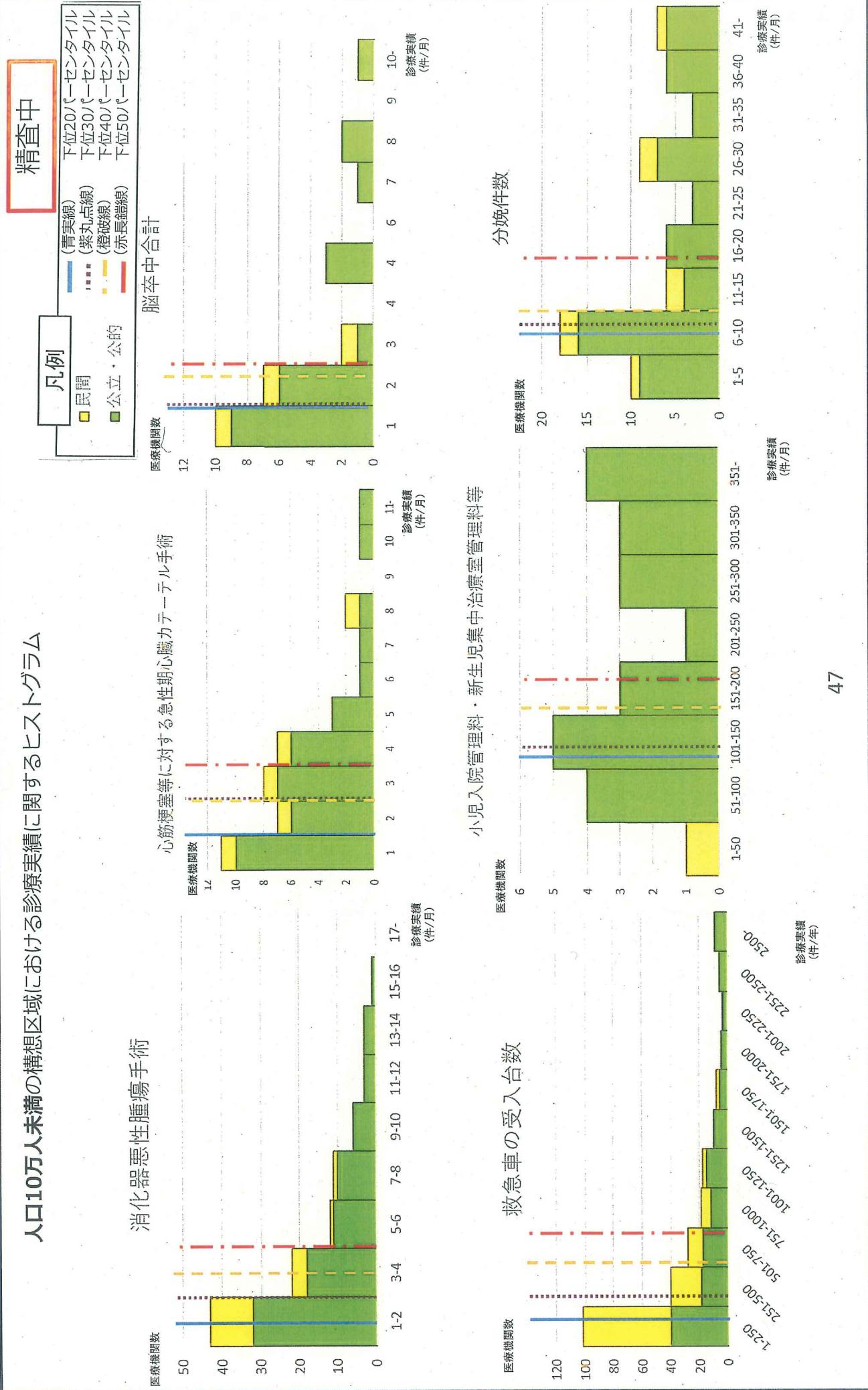


他の医療機関による代替可能性がある公立・公的医療機関等についての分

資料2-4

人口10万人未満の構想区域における診療実績に関するヒストограм



(最上総合支庁作成)

厚生労働省による公立病院等の再編・統合の対象病院の選定方法等について

○下表のⒶ又はⒷに該当する医療機関を選定

	Ⓐ 診療実績が特に少ない医療機関	Ⓑ 類似かつ近接している医療機関がある医療機関
分析項目	がん、心血管疾患、脳卒中、救急、小児、周産期、災害、へき地、研修・派遣 (9項目)	がん、心血管疾患、脳卒中、救急、小児、周産期 (6項目)
選定基準	<p>◆ 「特に少ない」の定義 ・がん、心血管疾患、脳卒中、救急、小児、周産期の6項目については、診療実績の実数が下位 1/3 にある場合</p> <p>なお、「災害」は災害拠点病院に、「へき地」はへき地拠点病院に、「研修・派遣」は基幹型臨床研修病院に該当しない場合</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>上記9つの分析項目全てで上記基準に該当する医療機関を選定</p>	<p>◆ 「近接する医療機関がある」の定義 ・一定の距離内（自動車での移動時間が20分以内）に診療実績を有する医療機関があること</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>上記6つの分析項目全てで上記基準に該当する医療機関を選定</p>
県内の該当医療機関 (7機関) ※全国 424 機関	天童市民病院 (Ⓑにも該当)、朝日町立病院、 <u>町立真室川病院</u> 、公立高畠病院、酒田市立八幡病院 (Ⓑにも該当)	天童市民病院 (Ⓐにも該当)、県立河北病院、寒河江市立病院、酒田市立八幡病院 (Ⓐにも該当)

地域医療構想、外来医療計画の策定スケジュール

9月中 → 「再編・統合」を行う場合の方針決定期限

資料2-6

(県庁地域医療対策課作成)

